



# 交通安全だより

2020年11月21日

恵庭自動車学校

PART 2

## 飲酒運転は犯罪です

飲酒運転は、酒酔い運転と酒気帯び運転に分かれます。

### 【酒酔い運転】

飲酒によって正常な運転が出来ない状態。

(飲酒量や呼気中のアルコール量は関係なし)

◆5年以下の懲役または100万円以下の罰金

**免許取消** (欠格期間3年) 35点

### 【酒気帯び運転】

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◆呼気1回中のアルコール濃度が0.15mg以上0.25mg未満

**免許停止** (90日間) 13点

◆呼気1回中のアルコール濃度が0.25mg以上

**免許取消** (欠格期間2年) 25点



## 同乗者・飲ませた方も同罪です。

	車両提供者	酒類提供者・同乗者
酒酔い運転の場合	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒気帯び運転の場合	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金



行政処分だけではなく・・・

**仕事・家族・信用等を失う社会的制裁も受けます。**

12月は、忘年会等で飲酒の機会が増えてきます。  
飲酒の際は、予めハンドルキーパーを決めること、少量でも飲んだら運転しないこと、飲んでから時間が経過していない状態で運転しないこと等に注意して下さい。

